

平成30年度三木町農業委員会
1月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

平成30年度三木町農業委員会
1月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 平成31年1月21日
(会議時間) 13:30～14:30
(開催場所) 三木町農村環境改善センター農事研修室
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数 17名

1番	渡辺 正春	11番	井戸 俊博
2番	佐竹 一夫	12番	藤澤 勇一
3番	藤本 義伸	13番	中川 詰郎
4番	香西 俊之(欠席)	14番	谷井 正隆
5番	川田 正憲	15番	鎌倉 博之(欠席)
6番	溝渕 廣明	16番	小松 洋子
7番	松田 隆雄	17番	鎌倉 守
8番	香川 県	18番	高尾 壽一(会長職務代理)
9番	入倉 修一	19番	脇 博文(会長)
10番	多田 孝夫		

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 脇和彦課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 松本裕司係長
5. 稲田貴之主任主事

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) 地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地を伴う地目変更の認定について

(4) 農地利用最適化推進委員の任命について

(5) その他

事務局

それでは、1月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等9件と農用地利用集積計画及び農地中間管理機構の農用地利用配分計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後、会長より香川県農業会議常設審議委員会審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は19名中17名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。欠席は、香西委員、鎌倉委員です。定例会議事録署名委員につきましては、藤本委員と溝渕委員をお願いいたします。それでは協会長よろしく申し上げます。

会長

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が6件と報告案件が2件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告、地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地を伴う地目変更の認定、農地利用最適化推進委員の任命についてです。皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井上字立石 1筆 2,363㎡

地目：田1筆

譲渡理由：労力不足

譲受理由：経営規模の拡大

権利：所有権移転売買

番号2 申請地：奥山字中山 1筆 2,167㎡

地目：田1筆

譲渡理由：労力不足

譲受理由：経営規模の拡大

権利：所有権移転売買

番号3 申請地：上高岡字杉ノ木 2筆 1,441㎡

地目：田2筆

譲渡理由：相手方の要望

譲受理由：経営規模の拡大

権利：所有権移転売買

番号4 申請地：上高岡字揺木 2筆 277㎡

地目：田1筆、畑1筆

譲渡理由：その他

譲受理由：その他

権利：所有権移転贈与

番号5 申請地：井戸字公文明 1筆 991㎡
地目：田1筆
譲渡理由：高齢化
譲受理由：経営規模の拡大
権利：所有権移転売買

番号6 申請地：井戸字二条 1筆 3.13㎡
地目：田1筆
譲渡理由：その他
譲受理由：その他
権利：所有権移転売買

番号1について、譲渡人の労力不足により経営規模拡大する譲受人に所有権移転売買するものです。下限面積要件等問題がありませんでした。

番号2について、譲渡人の労力不足により経営規模拡大する譲受人に所有権移転売買するものです。下限面積要件等問題がありませんでした。

番号3について、経営規模拡大を考えていた譲受人の要望により所有権移転売買するものです。下限面積要件等問題がありませんでした。

番号4について、親子間での所有権移転贈与になります。下限面積要件等問題がありませんでした。

番号5について、譲渡人の高齢化により経営規模拡大する譲受人に所有権移転売買するものです。下限面積要件等問題がありませんでした。

番号6について、この後の農地法第4条、第5条申請に関連しており、測量した結果で所有権移転売買するものです。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの説明をお願いします。

5番委員

番号1については、譲渡人は定年後1人で耕作をしており、もう1人ではできないということで、経営規模拡大をしている譲受人に売買するものです。

会長

番号2については、譲渡人は町外在住で通ってくるのが難しくなったため、近くで耕作している譲受人に売買するものです。

8番委員

番号3については、以前から譲受人が経営規模拡大のため、譲渡人と話を進めてきていましたが、このたび話がまとまり売買に至ったものです。

番号4については、親子間での贈与になります。

1 1 番委員

番号5については、譲渡人が高齢化により譲受人に売買するもので、特に問題はありません。

1 番委員

番号6については、譲渡人が行っている転用申請に関連して測量した結果、湾曲した農地を整形した際に僅かですが譲受人の農地が含まれていたものです。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問がありましたらお願いします。

1 2 番委員

番号6について、わずかな面積ですが、整形した結果この面積が出てきたということですか。

1 番委員

はい、そうです。

会長

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案第3号、農地法第5条による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井戸字高木 1筆 581㎡
地 目：田1筆

現 況：宅地 1 筆
目 的：既存納屋 2 階建 2 棟 140 m²
併 用 地：宅地 124.95 m²
造 成 時 期：昭和 41 年頃から

番号 2 申 請 地：井戸字二条 2 筆 123 m²
地 目：田 2 筆
現 況：道路 2 筆
目 的：農道拡幅用地
造 成 時 期：昭和 47 年頃から

番号 3 申 請 地：井戸字二条 2 筆 214 m²
地 目：田 2 筆
現 況：宅地 2 筆
目 的：既存住宅 2 階建 1 棟 84.68 m²
既存車庫平屋建 1 棟 60 m²
併 用 地：宅地等 390.09 m²
造 成 時 期：平成 4 年頃から

番号 4 申 請 地：井戸字二条 2 筆 1,237 m²
地 目：田 2 筆
現 況：田 2 筆
目 的：貸駐車場
併 用 地：水路 23.40 m²
田 44 m²

番号 1 について説明します。

番号 1 は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号 2 について説明します。

番号 2 は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号 3 について説明します。

番号 3 は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号 4 について説明します。

番号 4 は、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他所有農地と比較した

上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井上字上所 1筆 253㎡
地目：田1筆
現況：宅地1筆
目的：既存住宅平屋建 1棟 173.91㎡
既存物置平屋建 2棟 37.70㎡
権利の種類：所有権移転贈与
併用地：宅地 170.31㎡
造成時期：昭和48年頃から

番号2 申請地：井戸字二条 1筆 174㎡
地目：田1筆
現況：宅地1筆
目的：既存住宅2階建 1棟 84.68㎡
権利の種類：所有権移転売買
併用地：宅地 430.09㎡
造成時期：平成4年頃から

番号3 申請地：井戸字二条 1筆 44㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：貸駐車場
権利の種類：所有権移転売買
併用地：水路 23.40㎡
田 1, 237㎡

番号4 申請地：井戸字二条 1筆 472㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：店舗平屋建 1棟 407.85㎡
権利の種類：賃貸権設定
併用地：宅地390.08㎡

番号1について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されていました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されていました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号4について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告お願いします。

3番委員

それでは、現地調査の報告を行います。1月分の農地法関連の申請について去る、平成31年1月15日(火)の午前9時から4条申請4件、5条申請5件につきまして、協会長、高尾職務代理人、入倉委員、藤本委員(当番委員)、事務局2名の合計6名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請、番号1、2、3、5条申請、番号1、2です。これらにつきましては、すでに造成が行われておりましたが、始末書が添付されておりました。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。地元委員からの説明をお願いします。

1番委員

4条申請番号1ですが、家を建てようとしたところ発覚したものです。特に問題はありません。

4条申請番号2、3、4、5条申請番号2、3、4に関しては、5条申請番号4の譲受人が店舗を建てるため、それに伴う駐車場用地を4条申請番号4で貸駐車場を行うということで、申請をされています。申請にあたって自己所有農地を確認したところ、無断転用があった4条申請番号2、5条申請番号2については是正するものです。また、4条申請番号3、5条申請番号3について、測量を行うことで発覚した、隣接農地所有者との境界確定により、無断転用の発覚等があったため、是正をするものです。

18番委員

5条申請番号1について、譲受人が家を建てた当時から、宅地になっていると思っていたが、登記地目が田であったことが分かったため、是正するものです。

会長

どうもありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

12番委員

4条申請番号2について、転用目的が農道拡幅で現況が道路ですが、所有者の名義は個人でもいいと思いますが、地目は公衆用道路にするのですか。

事務局

地目は、公衆用道路で登記すると思われます。

12番委員

農道は、町の管理となっていますが、町に寄付をするという話は出ていますか。

事務局

そこまでは、わかりません。

会長

ありがとうございました。他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致です。続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

番号1 申請地：氷上 4, 967㎡
地 目：田
変更前：平成30年1月31日
変更後：平成32年1月31日

番号1について説明します。

番号1については、平成25年2月10日付けで許可が出た案件で、当初の計画では平成25年2月10日から平成30年1月31日まででした。16棟中1棟がまだ建っていない状況です。そのため、2年間の工期延長し、平成32年1月31日までの工事期間延長の事業計画変更の申請がされたものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問がありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が9件、再設定が11件で合計20件になります。総設定面積は51,799㎡となっています。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について報告します。

(農用地利用配分計画について朗読)

今月は8件で、総設定面積23,138㎡となっています。どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。以上になります。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第5号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項解約通知について

番号1 申請地：鹿庭字出作 2, 234㎡

地目：田2筆

解約日：平成30年12月31日

解約理由：労力不足のため

番号1について、借人の労力不足により解約します。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。続きまして、報告第2号、使用貸借返還通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号、使用貸借返還通知について

番号1 申請地：上高岡 159㎡

地目：田1筆

解約日：平成30年12月28日

解約理由：贈与のため

番号1について、3条申請番号4の農地です。親子間の贈与のため解約するものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで終わりたいと思います。続きまして、地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地を伴う地目変更の認定について、事務局から説明をお願いします。

事務局

三木町では、平成27年度から国土調査法により地籍調査を実施しています。現地にて、所有者立会いのもと、1筆ごとの土地について、所有者、地番、地目、境界を調査、確認をし、

測量を行っています。

(資料読み上げ)

今回の案件は、平成29年度に調査した大字池戸字西浦谷・深谷・穴田地区の一筆調査の結果で、農地に関係する地目に変更があったものです。調査結果について農業委員会で諮る必要があるためご審議をお願いします。

会長

ありがとうございました。何か質問があればお願いします。

12番委員

前回の立石地区の時にも話をしましたが、農業委員が現地を逐一回っているわけではありませんが、国土調査班が現場でこうなっていますということですが、国調の担当班が行っているという体でやらないといけないのですか。

事務局

そうです。地籍調査班が、所有者立会いの下、現地も見て測量もきちんと行い決定しているもので、調査の結果を正としていただけたらと思います。

12番委員

本来は、地目変更をするには、農地法上で手続きがいりますが、国土調査の場合はこれでいけるという利点があるんですね。

18番委員

気になるのが、山が迫ってきている地域なので、田の面積が山林化でどの程度減っているかという報告は受けていますか。三木町全体の面積にどの程度影響してくるのかと。

事務局

報告は、受けておりません。

3番委員

どういうふうに現地を確認するんですか。実測調査ですか。

事務局

現地で、土地所有者立会いの下、一筆ごとに境界の確認をする形になります。後日、基準点を基に測量する形になっています。

3番委員

そうしますと、面積が減る田んぼ、増える田んぼがありますが、その誤差が出ているものはどのように調整するのですか。錯誤でいくのですか。

事務局

測量結果を基に地籍図を作成していきます。測量の結果によっては、面積の増減が出ますが、その結果を登記していく形になります。

3番委員

それは誰がするのですか。

事務局

町で地籍調査担当が、地籍調査の結果を法務局に送り、法務局で登記簿等が修正されます。

3番委員

52番ですが、調査前の地籍が557㎡で、調査後18㎡になっていますが、測量を行ってこんなにも面積が変わるのですか。

事務局

こちらにつきましては、前のページにあります51番の農地が調査後、地目畑、面積506㎡と地目公衆用道路、面積18㎡になっておりますので、調査の前後で面積が大きく変わることはないと思います。

3番委員

52番は、仮地番を振られているわけですね。元の面積と大きな差はないわけですね。

会長

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地を伴う地目変更の認定について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、農地利用最適化推進委員の任命についてですが、平成30年10月31日付けで脇三夫農地利用最適化推進委員が辞職され、12月から約1月間公募したところ、岩部さんが2名の方より推薦を受け、応募されております。1名募集のところ1名

の応募でしたので、岩部さんに農地利用最適化推進委員をお願いしたいと思いますが、皆さんどうでしょうか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、農地利用最適化推進委員の任命について、岩部さんに農地利用最適化推進委員をお願いすることに、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。その他、何かありますか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了といたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

平成31年1月 日

会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____